

令和3年2月19日

総代各位

有田川漁業協同組合
代表理事組合長（権利義務者） 東 正
（公印省略）
選挙管理者 林 吉男

役員選挙の中止について

前略 令和3年2月21日に実施する予定であった役員選挙（臨時総代会）について、**手続きの不備により中止とせざるを得なくなったこと**をお知らせいたします。

役員選挙規定において、第2条：選挙期日は、その期日から14日前までに、選挙管理者の氏名、投票開始の時刻並びに選挙される理事及び監事の数を書面をもって正組合員に通知し、かつ、公告（この規定に基づいてする公告は、この組合の掲示場に掲示するのとする。以下同じ。）しなければならない。と規定されておりますが、今回の選挙については全組合員に対する通知を欠いておりました。全組合員が候補者になれることを通知していないことは重大な問題となり得ます。

誠に申し訳ございませんが、令和3年2月21日の選挙（臨時総代会）は中止とせざるを得なくなったことを取り急ぎご連絡申し上げます。

今後については、追ってご連絡申し上げます。現在お手元にお届けしている書類については投票用紙を含め全て不要になります。

なお、既に事前投票を済まされている方には、封をしたままの投票用紙をそのまま返送させていただきますので別途お受取りください。

草々